

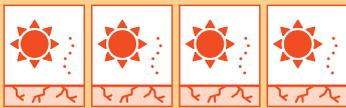
# 火災注意報・火災警報の発令のしくみ



## 火災注意報



発令条件：「乾燥注意報4日連続」



4日連続

朝 5:00 の時点の乾燥注意報の発表状況で連続日数を判断し、発令します。



**有効期間** 翌朝 5:00 まで

発令の翌朝 5:00 に乾燥注意報が発表されていなければ、火災注意報は解除になります。



### 連続性の判断

翌朝 5:00 時点で乾燥注意報が発表されていれば火災注意報は継続になります。



## 火災警報



発令条件：「乾燥注意報5日連続」+「強風注意報」



5日連続



強風注意報

乾燥と強風、両方の注意報が発表されている場合に発令します。

### 解除の要件



乾燥注意報



強風注意報

乾燥注意報または強風注意報のいずれかが解除されると、連動して解除します。

### 解除後の措置

火災警報解除後も、火災注意報は継続します。

## 火の使用制限・注意事項

火災注意報 (八幡市火災予防条例第28条の2)		火災警報 (八幡市火災予防条例第29条)	
火を使用する際の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火を使用する場所の近くに燃えやすい物を置かないこと</li> <li>●火を使用しているときは、その場を離れないこと</li> <li>●十分な消火準備を行うこと</li> <li>●確実に消火すること など</li> </ul> 	火の使用制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>●山林、原野で火入れをしないこと</li> <li>●花火(玩具用火火を含む)をしないこと</li> <li>●屋外で火遊び又はたき火を行わないこと</li> <li>●屋外では、燃えやすい物の近くで喫煙をしないこと</li> <li>●残火(たばこの吸い殻を含む)、取灰又は火の粉を確実に消火し、始末すること</li> </ul> 
罰則	なし	罰則	30万円以下の罰金又は拘留【消防法第44条第18号】

## たき火にご注意!!

八幡市火災予防条例第45条 火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出

たき火(焼却行為)は原則禁止されています。

### ■消防署への届出について

たき火等、火災と紛らわしい煙又は火災を発生のおそれのある行為を実施する場合は、その前日までに消防署へ届出が必要です。  
また、届出を行った場合であっても上記の制限の対象となります。  
(※ただし、消防署はたき火(焼却行為)を許可しているわけではありません。)



たき火実施時の注意事項

ホームページもご確認ください



火災注意報  
火災警報を  
もっと詳しく  
(八幡市ホームページへ)



発令状況は  
こちらから  
ご確認いた  
だけます



(京都市消防局ホームページへ)

お問合せ、御相談は、最寄りの消防署(消防分署)まで

○八幡市消防本部・八幡市消防署  
京都府八幡市八幡植松19番地の1  
TEL 075-981-4119 (代表)

○八幡市消防署東部分署  
京都府八幡市内里東山川1番地の1  
TEL 075-925-9939